

## 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律（案）」に関する声明

社団法人 日本作業療法士協会  
会長 杉原 素子

社団法人 日本作業療法士協会は、障害者の生活自立及び生活支援に関するリハビリテ - ションの専門職として、諸々の活動を実践してまいりました。

当協会は、過日、現在国会に上程されている標記法律（案）に関して、国民の十分な理解が得られる説明、心神喪失等による触法者への治療・援助の充実のあり方の検討、精神障害全般における具体的なリハビリテ - ション方策の提示の 3 点の必要性について意見書を提出いたしました。

上記の対応がなされていない現状においては、下記の理由で、本法律（案）の成立には反対であることを表明し、慎重且つ十分な検討がなされることを要請いたします。

### 理 由

#### 1．国民的且つ十分な議論の必要性

現状では、多方面から問題が指摘されている起訴便宜主義の運用や精神鑑定 of 信頼性、あるいは、司法内における医療等に関する十分な現状把握と改革についての検討がなされたとはいえない。

今回の法案の検討経過や内容については、司法や医療の関係者だけの議論に終始することなく、国民の誰もが関与しうる障害であり法律であることを、国民が正しく理解できるように説明し検討を行う機会を設定する必要がある。

#### 2．リハビリテ - ション体制の不十分さ

精神医療は一般の疾患治療との体制的格差があり、精神障害者の地域生活支援は立ち遅れている。入院医療と地域医療・福祉の連携により社会生活の安定・維持がなされることから、このような通常のリハビリテ - ションシステムの充足という前提の上で、触法行為を行った心神喪失者等の社会復帰に関わる治療的ケアが成立するものである。

本法案は、医療と観察についての具体性がないばかりでなく司法的処置に偏向しており、本来的な治療の視点について保障しえない。

#### 3．「再び対象行為を行うおそれ」を予測することの困難性

症状の予測はある程度可能であっても、「再び対象行為を行うおそれ」は状況因の測定を含め、将来的に予測することは不可能と考える。

これを根拠として裁定が行われることは、適切な治療と社会復帰を行おうとする法の目的性との食い違いが生じている。

さらに、「おそれ」を根拠にすること自体が、精神障害そのものに対する偏見をいたずらに助長し、現に地域生活を維持している人々への社会的差別となる。

以上